

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定 及び規制基準の設定

最終改正 平成 17 年 3 月 29 日 告示第 121 号

〔平成 10 年 3 月 13 日〕
〔告示第 63 号〕

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域、同法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する振動の規制基準、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号。以下「規則」という。）別表第 1 の付表第 1 号に規定する特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る区域、並びに規則別表第 2 備考 1 及び 2 に規定する道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分を次のとおり指定、又は定め、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

関係図面は、豊田市環境保全課において一般の縦覧に供する。

（振動の規制地域）

- 1 法第 3 条第 1 項の規定により特定工場等において発生する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）は、豊田市全域とし、区域の区分は次のとおりとする。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域及び同法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により指定された都市計画区域以外の地域を除く。

区域の区分		指 定 地 域
第 1 種区域	1	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
	2	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
第 2 種区域	1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
	2	工業地域

備考

この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域とは、同法第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により指定された地域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

（特定工場等において発生する振動の規制基準）

- 2 法第 4 条第 1 項の規定により指定地域内における特定工場等において発生する振動の規制基準を次のように定める。

単位：デシベル

区域の区分		時間区分	
		昼 間	夜 間
		午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域	1	60	55
	2	65	55
第 2 種区域	1	65	60
	2	70	65

備考

- 1 工業地域のうち区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準値は、上の表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 2 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ 50 メートルの範囲内（備考 1 の適用を受ける区域を除く。）における基準は、上の表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
（特定建設作業の振動規制に関する区域の指定）
- 3 特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る規則別表第 1 の附表第 1 号に該当する地域は第 1 項に規定する区域のうち次に掲げる区域とする。
 - （1）第 1 種区域及び第 2 種区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに都市計画区域で用途地域の定められていない地域
 - （2）工業地域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域
 （道路交通振動の限度に関する区域及び時間区分）
- 4 規則別表第 2 備考 1 の規定による道路交通振動に係る区域の区分及び同表備考 2 の規定による時間の区分を次とおり指定する。

(1) 第1種区域及び第2種区域の区分は、次のとおりとする。

第1種区域	第1項に定める第1種区域
第2種区域	第1項に定める第2種区域

(2) 時間区分は、次のとおりとする。

昼間	午前7時から午後8時まで
夜間	午後8時から翌日の午前7時まで

前文(抄)(平成13年3月16日告示第103号)
告示の日から施行する。

前文(抄)(平成17年3月29日告示第121号)
平成17年4月1日から施行する。